

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年12月19日
【発行者（受託者）名称】	三菱UFJ信託銀行株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 長 島 巖
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
【事務連絡者氏名】	三菱UFJ信託銀行株式会社 オルタナティブアセット運用部 金融商品運用課 課長 立 花 真 吾
【電話番号】	03(3212)1211(大代表)
【発行者（委託者）氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代表者の役職氏名】	該当事項はありません。
【住所又は本店の所在の場所】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の名称】	実績配当型合同運用指定金銭信託（個人用）ベビーファン ド 対面型受益権 / 愛称：投資の一步 （注：2022年12月19日付の信託約款変更により名称を上記 の通り変更しました。）
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の金額】	2兆円を上限とします。 ただし、一時期に想定を超えるお申込みがあった場合や信 託財産の運用状況等によっては、募集の制限や停止をさせ ていただくことがあります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2022年6月17日付で提出した募集事項等記載書面及び有価証券報告書（以下これらを総称して「有価証券届出書」といいます。）のうち募集事項等記載書面の記載事項について、申込期間その他一定の事項に関する記載を訂正するため、また、信託約款が変更されたことから変更後の信託約款を添付するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

証券情報

内国信託受益権の募集（売出）要項

1 内国信託受益権の形態等

9 申込期間及び申込取扱場所

（1）申込期間

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

【証券情報】

【内国信託受益権の募集（売出）要項】

1【内国信託受益権の形態等】

（訂正前）

実績配当型合同運用指定金銭信託（個人用）愛称：投資の一步（以下「当信託」といいます。）の受益権（以下「当受益権」といいます。）は、記名式（ 1 ）の合同運用指定金銭信託受益権（ 2 ）です。

（中略）

当信託は、2022年5月25日現在において、信用格付業者である株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」といいます。）より、ファンド信用格付「Afc（シングルエーエフシー）」を取得しています。ファンド信用格付については、R&Iが2010年9月30日付けで金融庁に登録し、信用格付業者となっているため、信用格付業者から取得する格付けとなります。なお、ファンド信用格付は、市場環境の変化等により、変更される可能性があります。

（後略）

（訂正後）

実績配当型合同運用指定金銭信託（個人用）ベビーファンド（以下「当信託」といいます。）の対面型受益権（以下「当受益権」といいます。）は、記名式（ 1 ）の合同運用指定金銭信託受益権（ 2 ）です。

当信託の受益権は、信託の終了事由、受益者への報告方法等の条件が異なる「対面型受益権」（愛称：投資の一步）および「非対面型受益権」（愛称：クエスト）の2種類の受益権で構成されますが、本書は対面型受益権のみに係る募集事項等記載書面であり、本書では対面型受益権に関する記載を行っております。

（中略）

当信託は、2022年11月4日現在において、信用格付業者である株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」といいます。）より、ファンド信用格付「Afc（シングルエーエフシー）」を取得しています。ファンド信用格付については、R&Iが2010年9月30日付けで金融庁に登録し、信用格付業者となっているため、信用格付業者から取得する格付けとなります。なお、ファンド信用格付は、市場環境の変化等により、変更される可能性があります。

（後略）

5【給付の内容、時期及び場所】

(2) 配当金について

計算方法

(訂正前)

(前略)

(2) 適用予定配当率とは、各信託契約に適用される予定配当率をいいます。予定配当率は、当信託受託者が金融情勢等を勘案の上、信託期間等に応じて決定し、当信託受託者の店頭に表示(掲示、備置等による方法を含みます。) することにより受益者に示します。信託契約日または継続日における信託金が当信託受託者の定める額以上の信託契約には、予定配当率に、信託金の金額に応じて当信託受託者が適当と認める率を加算した率を適用することがあります。予定配当率は、申込日に示した率を信託期間中を通じて適用します。ただし、自動継続により信託期間が延長された場合は、継続日に示した予定配当率が、継続日以降、変更後の信託期間満了日前日まで適用されるものとし、その後も同様とします。なお、適用予定配当率は、それによる配当金の支払を当信託受託者が保証するものではありません。

(後略)

(訂正後)

(前略)

(2) 適用予定配当率とは、各信託契約に適用される予定配当率をいいます。予定配当率は、当信託受託者が金融情勢等を勘案の上、受益権の種類、信託期間等に応じて決定し、当信託受託者の店頭に表示(掲示、備置等による方法を含みます。) することにより受益者に示します。信託契約日または継続日における信託金が当信託受託者の定める額以上の信託契約には、予定配当率に、信託金の金額に応じて当信託受託者が適当と認める率を加算した率を適用することがあります。予定配当率は、申込日に示した率を信託期間中を通じて適用します。ただし、自動継続により信託期間が延長された場合は、継続日に示した予定配当率が、継続日以降、変更後の信託期間満了日前日まで適用されるものとし、その後も同様とします。なお、適用予定配当率は、それによる配当金の支払を当信託受託者が保証するものではありません。

(後略)

9【申込期間及び申込取扱場所】

(1) 申込期間

(訂正前)

継続申込期間：2022年6月18日から2023年6月19日まで

なお、継続申込期間は、上記期間満了前に募集事項等記載書面ならびに有価証券報告書(当該募集事項等記載書面の提出日の属する当受益権の特定期間の直前の特定期間に係るもの)およびその添付書類を提出することにより更新されます。

(訂正後)

継続申込期間：2022年6月18日から2023年1月24日まで

なお、継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書およびその添付書類を提出することにより更新されます。